

戦前日本において、私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか

遠 藤 健 治

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第63号抜刷）

論 文

戦前日本において、

私立学校は小学校教員養成の

圩外にあったのか

— 京都府小学校教員無試験検定内規の

復刻をとおして—

Was No Training of Primary Teachers Conducted at Private Schools in the Pre-War Period in Japan? -The Reproduction of Kyoto Primary School Teacher Licensing without the Examination of Internal Regulations

遠 藤 健 治

一、はじめに

戦前日本において、師範学校は、確かに唯一の直接的な小学校教員養成機関であった。しかし、師範学校以外の、なかでも私立学校は、小学校教員養成の圩外にあったのか。私立学校（大学）による小学校教員の養成は戦後教員養成の二大原則、すなわち「開放制の教員養成」の原則と「大学における教員養成」の原則により開始されたとするのが学界の「常識」である。しかし、「間接養成」という視点をもって、戦前日本における小学校教員養成制度、小学校教員検定制度を見直したとき、新たな「常識」がみえてはこないか。本稿は、こうした問題意識のもと、これまで顧みられることなかった戦前日本における私立学校による小学校教員養成事業という師範学校以外の小学校教員養成ルートに注目し、京都府小学校教員無試験検定内規の復刻をとお

し、私立学校が小学校教員検定制度、とりわけ無試験検定制度により、間接的な小学校教員養成機関として、小学校教員を養成、供給した事実を明らかにすることを目的としている。すなわち、本稿は、「戦前日本において、師範学校だけが小学校教員を養成した。私立学校は、その圩外にあった」という学界の「常識」を問い直すという試みなのである。

まず、本稿における「間接養成」の概念を整理しておこう。その際、中島太郎²による「間接養成」の概念を援用しよう。中島は「間接養成」を「あらかじめ、教員免許状授与条件を公示しておいて、教員養成を行なおうとする学校をして、その教育課程の一部において、学生の在学期間中に教員免許状授与条件を充足することができるように、これを編成させる」³制度と述べた。また一方で、「間接検定」を「検定主体が、直接、検定を受ける者に接触することなく、他の機関の判定に基づいて検定を行なう制度」⁴であり、「検定を受ける者が提出した学校の卒業証書、学力証明書、身体検査書、人物証明書等によつて、いわゆる書類審査によつて検定を行なう」⁵と述べた。そのうえで、「この制度においては、教員検定において最も重視される学力証明書の提出が要求されるから、検定を受ける者は学校等に在学する必要が生ずる。したがつて、この方式は……教員の間接養成制度の一変形ともみることがができる」⁶と、「間接検定」を「間接養成」の一種として位置づけた。そして、「間接検定の実例は、明治三三年制定された教員免許令に規定された無試験検定制度……においてみることができる。……無試験検定制度は、いわゆる指定学校方式および許可学校方式によつて行なわれた」⁷と述べ、その具体例として、戦前日本の中等教員無試験検定制度における指定学校および許可学校をあげた。なお、近年、小学校教員無試験検定制度においても、そうした学校の存在が明らかにされつつある⁸。それは、小学校教員の養成、供給においても、間接的な養成機関の存在を示唆する意味において重要である。

つぎに、小学校教員無試験検定内規とは何かについて確認しておく

う。小学校教員無試験検定内規とは、小学校教員免許状ごとに無試験検定出願者の条件を整理した行政内部文書である。時期により、小学校教員無試験検定標準とも呼ばれる⁹。戦前日本における小学校教員検定制度は、一九〇〇（明治三三）年勅令第三四四号「第三次小学校令」および同年省令第一四号「小学校令施行規則」が定められた第三次小学校令期に整備された。そうした小学校教員検定制度は、試験検定制度と無試験検定制度に大別された。これに伴い、文部省は、「小学校令施行規則」第一〇七条において無試験検定制度の該当者を列記した。しかし、その該当者をどの小学校教員免許状取得のための無試験検定制度の対象とするのかなどまでを定めてはいなかった。そのため、道府県は、それらの事項を小学校教員無試験検定内規において定めた。

では、本稿は、なぜ京都府を事例とするのか。その理由についても述べておこう。それは、同府の行政文書や学校文書の現存状況が全国随一と考えられるからである。小学校教員無試験検定内規は、同府独自の行政内部文書ではない。全国的にも認められる。しかし、右にも述べたような京都府の各種文書の現存状況に照らすならば、小学校教員無試験検定内規についても、他道府県と比べ、より多くの発掘が期待される。

そして、小学校教員無試験検定内規に言及する先行研究についても触れておこう。管見によるならば、そうした先行研究は、井上恵美子「『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向」（企画者笠岡賢二、丸山剛史「戦前日本における非師範系統の小学校教員養成」日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブル、於桜美林大学、二〇一七年）が唯一である¹⁰。井上は、まず「小学校教員無試験検定認定校」を「認定」された学校が卒業予定者を取りまとめて申請し無試験検定を受けることによって、小学校教員免許状を取得できる学校¹¹と仮説的に定義づけている。そのうえで、学校沿革史を主たる史料として、「小学校教員無試験検定認定校」の全国的な展開を明らかにしている。そ

れに伴い、京都府を事例として、「小学校教員無試験検定認定校」卒業生に無試験検定の受検資格が付与される根拠となった小学校教員無試験検定内規を復刻している。こうした井上の論稿は、「小学校教員無試験検定認定校」の存在をとおし、無試験検定制度の運用実態を明らかにするうえで、小学校教員無試験検定内規が必要不可欠な史料であることを示す意味において重要である。しかし、井上も現存を確認できる京都府小学校教員無試験検定内規の一部を復刻するにとどまっている。つまり、小学校教員無試験検定内規のもつ史的な価値は、近年、小学校教員養成史研究や小学校教員検定史研究において注目されはじめたものの、端緒にすぎたばかりであり、そのさらなる発掘が期待されるのである。

そこで、本稿は、そうした先行研究の欠を補うため、現存を確認できる京都府小学校教員無試験検定内規、ならびに関連する行政内部文書の現存状況を明らかにするとともに、未公開の京都府小学校教員無試験検定内規を復刻する。そして、それにより、私立学校が無試験検定制度をとおし、間接的な小学校教員養成機関として、小学校教員を養成、供給した事実を明らかにしたい。

二、京都府小学校教員無試験検定内規の現存状況

では、京都府小学校教員無試験検定内規、ならびに関連する行政内部文書は、どれほど現存しているのか。筆者は、それを解明するため、京都府立京都学・歴史館所蔵の小学校教員検定関係簿冊を調査した¹²。その結果、現時点において、つぎの四点の小学校教員無試験検定内規を確認した。その名称とともに、所収する簿冊名および請求番号を列記しておこう。

内規①…「小学校教員無試験検定ニ関スル内規」（復命書、小学校教員免許及検定）請求番号大一一〇〇四〇所収）
内規②…「小学校教員幼稚園保母無試験検定内規」（財産、検定及

免許、諸学校入学生推挙、御真影及勅語謄本」請求番号大一一〇〇二五—〇〇一所収、『小学校教員幼稚園保母検定及免許、諸学校入学生推挙、教員講習』大一一〇〇三—〇〇三四所収)

内規③…「小学校教員幼稚園保母無試験検定内規」〔授業料及保育料、教育資金、小学校教員、幼稚園保母検定及免許〕請求番号大一一〇〇四—〇〇四所収)

内規④…「小学校教員幼稚園保母無試験検定内規」〔検定及免許〕請求番号昭一一〇〇九—〇〇八所収)

このうち、井上が復刻した小学校教員無試験検定内規は、内規①、内規②に該当する。なお、内規③は、内規②のいわば「マイナーチェンジ版」であり、些少な改正にとどまっている¹³⁾。

また、小学校教員無試験検定内規とほぼ同内容の行政内部文書が小学校教員無試験検定標準と呼ばれたことはすでに述べた。そうした小学校教員無試験検定標準については、つぎの三点を確認した。

標準①…「小学校教員無試験検定標準」〔教員検定免許〕請求番号大〇三—〇〇四—〇〇二所収)

標準②…「小学校教員無試験検定標準」〔検定及免許〕請求番号大〇四—〇〇六—〇〇一—〇〇一所収)

標準③…「小学校教員無試験検定標準」〔検定免許〕請求番号大〇七—〇〇四—〇〇二所収)

さらに、成文化されず、改正案の段階にある小学校教員無試験検定内規案については、つぎの二点を確認した。

内規案①…「小学校教員幼稚園保母無試験検定ニ関スル内規案」〔復命書、小学校教員免許及検定〕請求番号大一一〇〇四—〇〇四所収)

内規案②…「国民学校教員幼稚園保母無試験検定内規案」〔検定及免許〕請求番号昭二〇〇七—〇〇一—〇〇一〇〇一—〇〇一〇〇一所収、『検定及免許』請求番号昭二〇〇七—〇〇一—〇〇五所収)

なお、京都府は、小学校教員無試験検定内規をはじめとする行政内部文書をどれほどの数定めたのか。これについては、現時点において解明できていない。右に列記した行政内部文書は、あくまでも現存を確認できる文書にとどまっている。

三、京都府小学校教員無試験検定内規の復刻

さて、こうした京都府小学校教員無試験検定内規などの現存状況をふまえ、ここでは、とくに内規④を復刻する。これにより、すでに井上が復刻した内規①、内規②と併せ、現存を確認できる京都府小学校教員無試験検定内規をほぼ網羅することが可能となるからである。

小学校教員幼稚園保母無試験検定内規

第一条 小学校本科正教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ニ就キ之ヲ行フ

一 高等師範学校又ハ女子高等師範学校ノ本科卒業者

二 左ノ各号ノ一ニ該当シ引続キ五年以上管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良(実地視察ニヨル)ニシテ修身、教育、音楽、図画、体操、手工及男子ニ在リテハ実業(農業商業又ハ工業ノ一科目)女子ニ在リテハ家事、裁縫ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

1 中学校卒業者

2 高等女学校卒業者

3 専門学校入学者検定規程ニ依リ指定セラレタル学校(以下指定学校ト称ス)卒業者及専門学校入学者検定規程ニヨル試験検定ニ合格シタルモノ(以下専検合格者ト称ス)

三 尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員免許状ヲ有シ左ノ各号ニ該当スル者

1 管内ニ於テ尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員トシテ引続キ五年以上在職シ其ノ成績特ニ佳良(実地視察ニヨル)ナルコト

2 免許状ヲ受ケタル後小学校令施行規則(以下則ト称ス)第百八条ノ規定ニ依リ受験ヲ要スヘキ学科ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタルコト

四 管内小学校ニ在職シ則第百七条第一項第一号乃至第三号ノ一ニ該当スル者ニシテ則第百八条ノ試験科目ノ程度ニ照シ同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

第二条 尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ之ヲ行フ

一 則第百七条第一項第四号又ハ第五号ニ該当シ引続キ二年以上管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ニシテ修身、教育、音楽及体操ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

二 左ニ掲グル学校ノ卒業者ニシテ成績佳良ト認メラレタル者

1 京都女子専門学校本科及実科高等女学校又ハ高等女学校実

科ヲ卒業シテ入学シタル国文科別科

2 京都府立女子専門学校本科

3 京都市立堀川高等女学校専攻科

4 京都府立第一高等女学校高等科

5 平安女学院専攻部家政科

6 同英文科

7 同保育科(但シ高等女学校ヲ卒業シテ入学シタル者ニ限ル)

8 成安女子学院専攻部高等師範科(但シ高等女学校又ハ指定学校ヲ卒業シテ入学シタル修業年限三年ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ限ル)

三 前号ニ掲グル以外ノ専門学校又ハ高等女学校ノ高等科若ハ専攻

科ノ卒業者ニシテ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ニシテ教育、音楽ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

四 高等女学校又ハ指定学校ノ補習科ヲ修了シタル者ニシテ一年以上管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ニシテ修身、教育、音楽及体操ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

五 小学校准教員又ハ尋常小学校准教員免許状ヲ有シ左ノ各号ニ該当スル者
1 管内ニ於テ准教員トシテ引続キ五年以上在職シ其ノ成績特ニ佳良(実地視察ニヨル)ナルコト

2 免許状ヲ受ケタル後則第百十一条ノ規定ニヨリ受験ヲ要ヘキ学科ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタルコト

六 管内小学校ニ在職シ則第百七条第一項第一号乃至第三号ノ一ニ該当スルモノニシテ則第百十一条ノ試験科目ノ程度ニ照シ同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

第三条 小学校専科正教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ之ヲ行フ

一 師範学校中学校高等女学校又ハ高等女学校高等科ノ教員免許状ヲ有スル者

二 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

三 管内ノ専門学校本科高等女学校専攻科又ハ之ト同等以上ノ学校ノ卒業者ニシテ在学中教育ヲ学修シ成績佳良ナル者

四 京都市立美術工芸学校絵画科又ハ図案科卒業者ニシテ引続キ一年以上管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ニシテ教育ヲ学修シ又

ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

五 管内ノ高等女学校又ハ指定学校ノ補習科修了者ニシテ在学中毎週裁縫九時間以上教育三時間以上ヲ学修シ其ノ成績佳良ナル者

六 管内ノ高等女学校又ハ指定学校ノ補習科修了者ニシテ一年以上引続キ管内ノ小学校又ハ補習学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者

ニシテ教育ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

七 商業学校卒業者ニシテ一年以上引続キ管内小学校又ハ補習学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ教育ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

八 農業学校（獣医学校ハ之ヲ除ク）卒業者ニシテ引続キ一年以上管内小学校又ハ補習学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ教育ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

九 京都府実業補習学校教員養成所卒業者

十 高等小学校卒業者ニシテ出願シタル学科目ニ就キ引続キ五年以上現ニ管内小学校ニ於テ専科教授ニ従事シ其ノ成績特ニ佳良（実地視察ニヨル）ニシテ其ノ学科ヲ学修シ又ハ講習ヲ受ケタル者

十一 音楽体操裁縫手工農業商業家事図画外国語ノ一科目又ハ数科目ニ関シ師範学校本科ト同等以上ノ程度ニ於テ教授スル学校ヲ卒業シ現ニ管内小学校又ハ補習学校ニ在職シ其ノ成績特ニ佳良（実地視察ニヨル）ナル者ニシテ教育ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

第四条 小学校准教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ之ヲ行フ

一 尋常小学校本科正教員免許状ヲ有スル者ニシテ現ニ管内小学校ニ在職セシ者

二 第二条該当者

三 則第一百七条第一項第四号又ハ第五号ニ該当シ引続キ一年以上管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ修身、教育ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

四 前各号ニ掲グルモノノ外現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績特ニ佳良（実地視察ニヨル）ニシテ相当補習経歴ヲ有スル者

第五条 尋常小学校准教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ之ヲ行フ

一 則第一百七条第一項第四号又ハ第五号ニ該当シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ニシテ教育ヲ学修シ又ハ其ノ講習ヲ受ケタル者

二 高等小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ引続キ三年以上管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ニシテ相当補習経歴アル者但シ履歴ニ依リ勤務年数ハ特ニ詮衡スルコトヲ得

第六条 幼稚園保母ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ之ヲ行フ

（以下、略）

付則

本内規ハ昭和六年十月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

これによれば、京都府は小学校教員無試験検定内規各条において、学歴や学業成績、府内小学校における教職歴や勤務成績、所有する小学校教員免許状、「教育」などの学修歴や補修歴などを斟酌し、小学校教員免許状の種類ごとに無試験検定出願者の条件を整理したことがわかる。では、同府は、何を基準として、小学校教員無試験検定内規を定めたのか。これについても、現時点において解明できていない。もっとも、京都府は、前述した「小学校令施行規則」第一〇七条、それに伴い文部省が道府県に発した「調査標準」を基準として、そこに独自の諸条件を盛り込み、小学校教員無試験検定内規を定めたのではない。なお、「調査標準」とは、小学校正教員免許状ごとに、その無試験検定への出願に求められる教職歴や学修歴および補修歴などを整理したものである。しかし、これも、現時点においては推測の域を出ない。

四、おわりに

以上本稿は、戦前日本における私立学校による小学校教員養成事業

ては認められない小学校教員検定制度独特の存在だからである。そして、そうした研究の蓄積が、戦前日本における私立学校による小学校教員養成事業という師範学校以外の小学校教員養成ルートを解明し、ひいては「師範学校だけが小学校教員を養成した。私立学校は、その埒外にあった」という学界の「常識」を問い直し、新たな「常識」を示すことにつながると考える。

註

1 筆者は、これまでも「戦前日本において、師範学校だけが小学校教員を養成した。私立学校は、その埒外にあった」という学界の「常識」を問い直すことを目的として、私立学校による小学校教員養成事業に注目し、岡山県における私設小学校教員養成所を事例とする研究を行ってきた。本稿は、同様の研究目的のもと、対象地域を京都府に改めたその統編である。

2 中島は、戦前においては神奈川師範学校教授などを、戦後においては横浜国立大学教授、東北大学教授、清泉女子大学教授などを歴任した。その専門分野は教育制度・教育行政学であり、東北大学でも教育行政学講座を担当した。その主著として、『教員養成の研究』（第一法規、一九六一年）、『近代日本教育制度史』（岩崎書店、一九六六年）などをあげることができる。これらは、小学校教員養成制度、検定制度の重要な先行研究である牧昌見『日本教員資格制度史研究』（風間書房、一九七一年）などにも影響を与えている。管見によるならば、中島以上に、「教員養成」や「教員検定」という概念を詳細に論じた先行研究はみあたらない。そこで、本稿は、「間接養成」の概念を論じるにあたり、中島の「間接養成」の概念を援用した。

3 前掲註2、『教員養成の研究』、四頁。

4 同前、八頁。

5 同前。

6 同前、九頁。

7 同前。

8 釜田史は、つぎのように小学校教員無試験検定制度においても、中等教員無試験検定制度における指定学校および許可学校に類似する学校の存在を指摘した（釜田史「小学校教員無試験検定認定校に関する事例研究——秋田県の場合——」（研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、課題番号二三三〇九八四、平成二三年度）平成二五年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一四年）四〇頁。

中等教員における無試験検定……において指定学校および許可学校の存在が指摘されているように、小学校教員の無試験検定においても類似のシステムが存在し、私立学校ないし各種学校の修了者を対象とした小学校教員養成が行われていたのではないかと

こうした釜田の指摘は、右の科研究グループにも影響をおよぼし、井上恵美子「小学校教員免許状制度における無試験検定校のルート」（同前）、丸山剛史「静岡県の初等教員養成と初等教員検定——研究ノート——」（同前）、笠間賢二「一九二〇年代半ば以降の小学校教員検定——無試験検定の拡充——」（『宮城教育大紀要』四九、二〇一四年）、「小学校教員無試験検定研究の課題」（『宮城教育大紀要』五一、二〇一七年）などの論稿があらわされた。

9 小学校教員無試験検定標準と小学校教員無試験検定内規の相違については、現時点において判断としない。前者は主に一九一〇年代、後者は主に一九二〇年代以降に定められたようである。その間、一九二一（大正一一）年文部省令第三六号により、「小学校令施行規則」第一〇七条第八号「其ノ他、府県知事ニ於テ特ニ適任ト

認メタル者」について定めた第一一八条「府県知事ニ於テ、第七百七条第六号ニ該当スル者ニ小学校正教員免許状ヲ授与セントストルキハ、文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」が削除された。これに伴い、「第七百七条第六号ニ依リ、小学校正教員免許状ヲ授与セラレルコトニナリタル……場合ニ於テハ、別記ノ調査標準ニ依」るよう定めた「小学校教員免許状授与調査標準及報告方（文部省普通学務局通牒発普三二〇号、一九二二年八月一三日）」が発せられた。こうした一連の制度改正が、小学校教員無試験検定標準から小学校教員無試験検定内規への変化をもたらしたと考えられる。しかし、これも、現時点においては推測の域を出ない。

10 古川修「戦前の埼玉県における小学校教員検定」（『東洋大学大学院紀要』五二、二〇一五年）は、埼玉県小学校教員無試験検定内規の一部を引用している。また、都道府県史や都道府県教育史などが小学校教員無試験検定内規を掲載する場合も散見される。しかし、本文で触れたような小学校教員無試験検定内規の小学校教員養成史研究、小学校教員検定史研究上の史料の価値を認識したうえで、それを復刻する論文は、井上による論稿が唯一である。

11 井上恵美子『『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向』（企画者等間賢二、丸山剛史「戦前日本における非師範系統の小学校教員養成」日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブル、於桜美林大学、二〇一七年）二頁。

12 紙幅の関係上、調査したすべての簿冊名を列記することはできないが、筆者は、一九〇一（明治三四）年から一九四六（昭和二一）年までを対象期間として、小学校教員検定関係簿冊合計一〇八冊を調査した。ただし、個人情報保護のため、閲覧できなかった簿冊もある。

13 内規③第三条「小学校専科正教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格アル者、左ノ如シ」においては、「三、京都女子高等専門学校家政科本科及実科高等女学校ヲ卒業シテ入学シタル別科卒業者ニ

就テハ裁縫科」、「四、京都女子高等専門学校英文科本科卒業者ニ就テハ英語科」などが新たに加えられている。しかし、その施行日は、内規②と同様、「大正十一年二月一日」のままである。

14 小学校教員検定委員会とは、道府県において、小学校教員検定を実施するために設置された組織である。会長には視学官を充て、常任委員、臨時委員により構成された。

15 京都府立京都学・歴史館所蔵、『小学校教員、幼稚園保母検定及免許』請求番号昭〇八―〇〇五六―〇〇一所収。

謝辞

本稿の執筆にあたり、現真庭市長太田昇氏よりひとかたならぬお力添えを戴いたことに心より感謝申し上げます。新たな研究テーマの第一歩をふみ出すことができたのも、太田氏からご尽力の賜物にほかなりません。

また、ご多忙の折、煩雑な史料の閲覧や撮影のお願いにも快く応えて下さった京都府立京都学・歴史館の職員の皆様方にも心よりお礼申し上げます。

そして、宇都宮大学丸山剛史先生をはじめとする科学研究グループの先生方からの学恩につきましても、この場を借りて心よりお礼申し上げます。